

令和6年度 歳末たすけあい募金助成金事業  
在 宅 助 成 要 項

(目的)

第1条 「歳末たすけあい運動」の一環として、支援を必要とする人たちが、新たな年を迎える時期に安心して暮らせるための歳末助成金や、入学などに際してのお祝い金を助成し、低所得者世帯の生活支援に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 別紙1の令和6年度「歳末たすけあい募金」助成対象表に該当する世帯とする。

(助成内容)

第3条 助成額は、10,000円/世帯、増毎3,000円/人、入進学等祝金 10,000円/人を上限とし、その年度の予算額と申請件数により決定する。

- 2 入進学等祝金は対象世帯の中で、翌年度に小学校入学、中学校入学、中学校卒業する児童、生徒がいる世帯に対し助成する。

(交付時期)

第4条 歳末助成金は令和6年12月中旬から下旬まで、入進学等祝金は令和7年4月中旬から下旬までとする。

(受付期間)

第5条 受付期間は、令和6年10月8日(火)から11月22日(金)までとする。

(申請方法)

第6条 対象世帯からの申請方式とする。「歳末たすけあい募金助成金申請書」(様式第1号)と別紙1の中から必要な提出書類を添付し焼津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の本所、又は大井川支所へ提出する。

- 2 本会の本所または大井川支所へ提出は、郵送でも可とする。
- 3 担当民生委員児童委員へ提出し申請を依頼することもできる。民生委員児童委員は、本会の本所または大井川支所に申請書を提出する。
- 4 申請書は、本会事務局、本会ホームページ、民生委員児童委員、地域福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育・幼稚園課、市民課で取得できる。
- 5 提出された申請書類等は返却しない。

(助成の決定)

第7条 内容を審査し、会長が適当と認めた場合、「助成金交付決定通知書」(様式第2号)により通知する。

(助成金の交付)

第8条 交付は受領書に押印の上、担当民生委員児童委員から申請者への手渡しとする。

(助成の取消)

第9条 助成決定後、虚偽の記載が判明した場合は助成の決定を取り消すとともに、すでに交付されている場合には、助成金を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が定めるものとする。

[別紙1]

## 令和6年度「歳末たすけあい募金」助成対象表

対象世帯は「対象区分1」をすべて満たし、かつ「対象区分2」のいずれかに該当する世帯

### ○対象区分1

内 容	提 出 書 類 (いずれか1つ、全申請者必ず提出)
※以下の項目にすべて該当すること ①令和6年10月8日現在、焼津市の住民基本台帳に登録されている世帯 ②世帯全員の住民税（市・県民税）が非課税である世帯 ③民生委員児童委員の支援を必要とする世帯 ④生活保護を受けていない世帯	令和6年度の書類で ・住民税課税証明書[児童・生徒（大学生まで）を除く、世帯全員分] ・介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書(写) ※ ・介護保険料納入通知書(写) ※ ・納入通知書兼特別徴収開始通知書(写) ※ <b>※保険料率段階区分が第1、2、3段階であること</b>

### ○対象区分2

	対象世帯	内 容	提出書類（区分A、D、E、F該当者）
A	ひとり親世帯	中学生までの子どもを養育し、子の祖父母と同居していない世帯	児童扶養手当証書(写)又は、母子家庭等医療費助成受給者証(写)
B	高齢者世帯	世帯全員が満65歳以上の世帯又は、これらに中学生までの者が加わった世帯	—
C	ひとり暮らし高齢者世帯	満65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯	—
D	要支援者 要介護者	介護保険の要支援者・要介護者のいる世帯	介護保険被保険者証(写)
E	障害児・者世帯	障害児・者のいる世帯で、以下の手帳を取得している者がいる世帯 ・身体障害者手帳 1、2級 ・療育手帳 A、B ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級	身体障害者手帳(写) 療育手帳(写) 精神障害者保健福祉手帳(写)
F		上記「対象区分2」の「A～E」に該当しない世帯であるが、「対象区分1」をすべて満たし、民生委員児童委員が支援を要すると認める世帯	民生委員児童委員の意見書 ※申請書「民生委員児童委員 使用欄」に世帯状況を記入

同一世帯で、施設入所者、長期（6ヶ月以上）入院者は対象外。

### ■入進学等祝金：

対象世帯の中で、翌年度（令和7年3月または4月）、小学校入学、中学校入学、中学校卒業する児童、生徒がいる世帯に対し助成。